

令和6年 第5回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和6年5月17日

議 題

- 議案第8号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第9号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第10号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 議案第11号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 議案第12号 選挙人名簿の登録を行う日について

その他

- 勉強会 投票率について

次回開催日 令和6年6月3日（月）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和6年7月19日（金）10：00～ 区長応接室

議案第8号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年5月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 607人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 110人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 497人 |
| | 登録移転者 | 0人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年5月17日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとすとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和6年5月17日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	43	256	0	0	299
女	67	241	0	0	308
計	110	497	0	0	607

議案第9号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年5月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 抹消する者の数 | 2人 |
| 内訳 国内転入者 | 2人 |
| 2 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 抹消年月日 | 令和6年5月17日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第三十条の十一 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

議案第10号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和6年5月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

閲覧状況一覧表 別紙のとおり

（根拠）公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

○公職選挙法

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第二十八条の四

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

○公職選挙法施行規則

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第三条の四 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地

議案第11号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和6年5月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

(根拠) 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

○公職選挙法

(在外選挙人名簿の抄本の閲覧等)

第三十条の十二 第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

第二十八条の四

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

○公職選挙法施行規則

(選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表)

第三条の四 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地

議案第12号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和6年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和6年5月17日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

登録を行う日

令和6年6月3日

(根拠)

・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

・告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

(登録日等の告示)

第十四條 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和6年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録を行う日を次のように定めた。

令和6年5月30日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

登録を行う日

令和6年6月3日